

第 103 回 金融業務能力検定（2009 年 9 月 13 日実施）

《模範解答》

・融資上級

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、10月27日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 60 点以上

【第 1 問】 [解答例] (10 点)

(1) いずれも金銭消費貸借契約に該当する。

(2) 名称：シンジケート・ローン

特徴：シンジケート・ローンにおいては、借入人と各貸付人とは一対一の関係にあり、貸付人は、契約に基づく権利を、個別かつ独立して行使することができる。また、貸付人の契約に基づく義務も同様に、互いに独立したものである。

(3) 強制執行認諾文言のある公正証書は、それだけで強制執行に必要な債務名義となるので、裁判手続により判決等を得ないでも、直ちに債務者の一般財産に対する強制執行を実施することができるという債権回収上のメリットがある。

【第 2 問】 [解答例] (10 点)

(1) (結論)

(理由) 工場内の機械を担保に入れても、担保提供者は引き続きその機械を使用して生産を行う必要があるが、質権を設定して対抗要件を備えるためには、質権者である金融機関が機械の引渡しを受けて継続的に占有し続けなければならない。占有改定による引渡し(担保提供者が、以後質権者の代理人として、占有するという意思を表示して行う引渡しの方法)は認められない。それに対し、他の方法では、担保提供者は引き続き、その機械を使用することが可能である。

(2) (方法) 占有改定による引渡し。

(内容) 民法では、動産譲渡の第三者対抗要件は、動産の引渡しとしており、引渡しには占有改定による引渡しも含まれるので、動産の譲渡担保権者は占有改定による引渡しを受けて、第三者対抗要件を備えることができる。

(方法) 動産・債権譲渡特例法(「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」)による動産譲渡登記。

(内容) 動産・債権譲渡特例法では、法人については、動産譲渡登記をすることができ、その登記によって引渡しがあったことになるので、第三者対抗要件を備えることができる。

【第3問】 [解答例] (10点)

(1) 不動産登記には公信力が認められていないため、登記の表示を信頼して取引しても、乙社が無権利者であれば、抵当権設定の効力は生じないからである。

(2) 甲銀行から一定額の融資を受けることの決議。
乙社所有の当該不動産を担保提供することの決議。

(3) (抵当権設定登記の意義) 抵当権はその設定登記をすることにより、第三者対抗要件を備える。

(登記をしなかった場合に生じうる不利益) 登記をしなかった場合には、抵当権は第三者に対抗することができない。たとえば、抵当権設定の目的である不動産が第三者に譲渡され、所有権移転登記がなされた場合には、不動産の譲受人に対して抵当権を主張することができなくなり、また、他の抵当権が後から設定され、その設定登記が先に行われた場合にも、当該他の抵当権者に対して先順位抵当権の存在を主張することができなくなる。

【第4問】 [解答例] (10点)

(1) 消滅時効は、権利行使ができる時から進行する。本問では、A社が取引停止処分を受けた時に、期限の利益を喪失するので、消滅時効は、返済期限ではなく取引停止処分を受けた時から進行し、起算日は取引停止処分を受けた日の翌日となる。また、貸付債権は商行為によって生じた債権として、時効期間は5年となる。

(2) 裁判外での請求は、民法上「催告」に当たるので消滅時効の完成を一時的に阻止することはできるが、その後6カ月以内に裁判上の請求などの手続をしなければ、時効中断の効力を生じない。

連帯保証人の一部弁済は保証債務の「承認」にあたり、保証債務の時効中断の効力が生じるとしても、主債務の時効中断事由には該当しないため、債務者に対する時効中断の効力は生じない。

【第5問】 [解答例] (10点)

- (1) 別除権
- (2) 甲銀行は、破産管財人による担保権消滅許可申立書の送達後1カ月以内に、担保権の実行（競売）の申立て（破産法187条）が、担保権者による買受の申出（同法188条）を行うことにより、破産管財人に対抗できる。
- (3) 抵当権によって担保されている債権であっても、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権は、破産債権として破産手続に参加して最後配当を受けることができる。ただし、根抵当権の極度額を超える部分を除き、最後配当の除斥期間内に、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明する必要がある。

【第6問】 [解答例] (20点)

	×	誤っている理由
(1)	×	確定日付ある証書による通知があった場合でも、Bは通知を受領するまでにAに対抗することができた事由をもって甲銀行に対抗することができる。
(2)		
(3)		
(4)	×	土地抵当権者が新築建物について土地抵当権と同順位の共同抵当権の設定を受けるなど特段の事情がある場合を除き、新築建物に法定地上権は成立しない。
(5)	×	弁済者が任意代位するためには、債権者の承諾を得る必要がある。

【第7問】 [解答例] (30点)

(問1)

流動比率	113.0%
当座比率	78.0%
固定長期適合率	78.8%
総資産経常利益率	8.8%
自己資本当期純利益率	29.5%

(問2) 乙社(前期)の実績資金運用表

「短期資金(運転資金)」

(単位:百万円)

(運用)	金額	(調達)	金額	過不足
売上債権の増加	(43)	仕入債務の増加	(13)	/
たな卸資産の増加	(30)			
法人税等の支払	(27)	法人税等の計上	(29)	
その他流動資産の増加	(4)	その他流動負債の増加	(2)	
小計	(104)	小計	(44)	(60)

「長期資金(固定資金)」

(運用)	金額	(調達)	金額	過不足
配当金の支払	(16)	当期純利益	(41)	/
設備投資	(65)	減価償却費	(16)	
その他の投資	(3)			
小計	(84)	小計	(57)	(27)

「財務資金」

(運用)	金額	(調達)	金額	過不足
長期借入金の返済	40	長期借入金の借入れ	(60)	/
現金預金の増加	(7)	短期借入金の増加	(40)	
		割引手形の増加	(20)	
小計	(33)	小計	(120)	(+87)

合計	(221)	合計	(221)
----	--------	----	--------

(問3) 設備資金60百万円は、前期設備投資65百万円とのバランスがとれており、適切に使用されたと判断される。長期借入金の返済原資「留保利益(当期純利益 - 配当金の支払) + 減価償却費」は、41百万円であり、長期借入金の返済40百万円に見合っており、問題ない。

前期の増加運転資金は、60百万円(売上債権増 + たな卸資産増 - 仕入債務増)発生しているが、売上増に伴うものは23百万円(平均月商増加額 × 前々期収支ずれ)であり、残りは収支ずれの変化に伴うものであり、下記の表のとおりである。

売上債権回転期間およびたな卸資産回転期間が長期化しており、不良債権の発生や不良在庫の発生がないかなど、その原因を解明する必要があると思われる。

(参考) 回転期間の比較

(単位：カ月)

	前々期	前期
売上債権回転期間	6.4	6.7
たな卸資産回転期間	2.5	2.8
仕入債務回転期間	3.1	3.1
収 支 ず れ	5.8	6.4

(問4) 定額法による減価償却費 6百万円

定率法による減価償却費 15百万円

(資金面から好ましい方法) 定率法

(理由) 減価償却費は資金流出を伴わない費用であり、乙社の税引前当期純利益は15百万円以上であると予想される。定率法にすれば定額法に比較して損益面では税引前当期純利益が9百万円減少し、実効税率40%であるとして、法人税等が3.6百万円減少し、当期純利益は5.4百万円減少するが、資金面では、法人税等の支払減少分3.6百万円が改善されることになる。